

開会	事務局長	ただいまから令和元年度第7回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員以上の5名です。従いまして農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は9名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
	議長	それでは議事に入りますまでに本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。■■■■委員、■■■■委員にお願いします。
第1号議案	議長	それでは議事に入ります。議案第1号「神石高原農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見ご質問がありましたらお願いします。
	議長	編入は両方とも運動場の法面？
	事務局	その通りでございます。
	■■番	売買は済んでいたのではないかと？
	事務局	売買する前でございます。売買する前に工事の変更設計ができたということでございます。売買はまだ済んでおりません。
	■■番	■■はどこですか？
	事務局	ちょうど小字が■■■と■■■と書いてありますが全く同じところでありましてちょうど真ん中に境がありまして■■■の法面でございます。
	議長	議案第1号「神石高原農業振興地域整備計画の変更について」異議無き旨回答することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので異議無き旨回答することとします。
議案第2号	議長	続きまして議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。■■■さんの案件について■■■推進委員報告をお願いします。
	■■番	■■■地区担当の■■■です。受付番号3-18について報告します。場所は■■■より■■■のところに■■■がございますがその近くにございます。10月22日に■■■委員と二人で現地調査を行いました。その時に譲り渡し人の■■■と出くわしましていきさつ等伺いました。それによりますと申請農地の譲り渡し人は耕作が困難であり譲り受

		け人は経営の規模拡大をしたいと考えており居住地から近いために譲り受けるもので何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	議 長	■■■■も■■■■？
	■■番	■■■■に墓地があるんです。その周りに小さい畑があつて草などを除去しまして畑に戻っていました。
	■■番	これを所有権移転する経緯は何ですか？■■■■という小さい農地をなぜ？
	■■番	■■■■に墓地があります。■■■■とか今回の■■■■も畑ではあるんですが荒れた状態になっています。■■■■がそれを見かねてこの周りを整地して物を作れるようにしたいということで譲り受けられたのだと思います。
	■■番	農地として本当に使うのですか？
	■■番	周りに現況では花を植えておりました。それは手をかけて植えてある花でした。
	■■番	■■■■は■■■■にお住まいですね。それでここの農地を買つてというのは現実的によく分からないですが。
	■■番	■■■■のところにお家があります。道を隔てて前の赤瓦の宅地が家です。
	■■番	住所変更していない？
	■■番	住所は福山になっていますが墓地の管理等ありましてここに住まわられているということですね。
	■■番	現実に住まわれているということですか？
	■■番	そうです。
	事務局長	航空写真を見て頂くと■■■■とうのがあると思いますがこれも来月3条の申請が出されることになっています。こちら一帯お墓も合わせて農地として管理されるよう聞いています。
	■■番	草が生えるより花を植えて墓地の周りを綺麗にしたいということだと思います。
	■■番	墓地が■■■■ですか？
	■■番	はいそうです。
	事務局長	この墓地も今年案件ででたんです。■■■■が5条申請で出ておましてその周りを全て管理されるということです。来月には■■■■も出される予定となっております。今、書類のほう点検しておるところでございます。
	議 長	他にございませんか？無いようであれば採決に移らせて頂きます。 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。

	議 長	続きます。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員により現地調査を行っています。推進委員より報告をお願いします。
	番	地区担当の山内です。受付番号5-39について報告します。場所はより の にあります。10月22日に委員と私と二人で現地調査を行いました。譲り渡し人は人手不足により耕作困難であり農業経営を縮小したいということがあります。譲り受け人の自宅は敷地が狭いため親族が帰郷したときに車を停めるスペースが十分に確保できないと言われております。そのため当該当地を造成して駐車場にしたいと考えられております。周りの農地に影響を及ぼすことも考えにくくまた必要書類も全て揃っており問題ないと思われます。審議のほどよろしく申し上げます。
	議 長	説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	番	ということもありますが飛び地に露天駐車場にして車は入るんですか？
	番	と の細長いところがございすがその境のところに車が入る道がつけてあります。この境界線上に昔人が通る道があったんだと思うんですがバイパスをつける時に農地に入れるように作ってあります。
	番	と の所有者は誰ですか？
	番	現状、畑でなくてげしのような、斜めになっています。今、申請が出ている と は畑みたいになっているのでそこに入出入りする道がつけてあるんです。それを利用して出入りするという考えだと思います。
	事務局長	5-39ですが赤で囲んだところがこの位置ということになります。左端に土が見えているところがありますがここが段になっておりまして一段下がったところにバイパスから普通車が入るくらいのスペースは確保されておるという状況でございます。
	番	分かりました。
	議 長	他にご意見、ご質問無いようでしたら採決に移らせて頂きます。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。(全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
	議 長	議案第4号「非農地証明申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局長説明)
	議 長	説明が終わりました。担当推進委員による現地調査を行っています。推進委員説明をお願いします。
	番	地区担当の です。受付番号1-2, 1-3同じ場所なの

		<p>で一緒に報告させていただきます。場所ですが■■■■に■■■■が          ございますがその■■■■のすぐ下の■■■■になります。調査日ですが10          月20日に■■■■と調査しました。この農地は平成元年より■■■■          ■■■■の■■■■として使用されております。一部山林がございます。          現況はグラウンドと山林で農地ではないと認められます。尚、証明を受ける          理由ですが地目変更の登記申請のためということのようです。以上です。</p>
	議 長	<p>ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありまし          たらお願いします。</p>
	議 長	<p>無いようでございますので採決に移らせて頂きます。          議案第4号「非農地証明申請について」申請通り許可することに賛成の農          業委員の方の挙手をお願いします。          （全員賛成）          挙手全員でございますので申請通り許可することとします。</p>
	議 長	<p>以上で本日ご提案します議案については終了しました。</p>
		<p>14時58分</p>

		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>令和元年11月29日</p>
		<p>■</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/>